

令和7年度試合動画 YouTube ライブ配信事業 企画提案公募実施要領

本実施要領は、「令和7年度試合動画 YouTube ライブ配信事業」に係る提案公募に参加しようとする者(以下「提案者」という。)が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下を熟知した上で公募に参加するものとする。

1 事業の目的

福岡県内で開催されるスポーツの試合を(公財)福岡県スポーツ推進基金（以下、「財団」という。）の公式 YouTube チャンネル「FUKUOKA SPORTS」でライブ配信することで、競技、チーム、選手のことが広く県民に認知され、応援するファンを増やし、スポーツの価値の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

別紙「令和7年度試合動画 YouTube ライブ配信事業 業務委託仕様書」のとおり

3 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 予算規模

8,000千円（消費税および地方消費税を含む）以内

5 参加資格要件

次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。

- (1) 事業の目的を理解し、委託業務を円滑に遂行するために必要なノウハウと経営基盤を有していること。
- (2) 福岡県内に本社又は事業所を有する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）が規定する者に該当しないこと。
- (4) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和3年2月10日2総厚第17290号）に基づく指名停止期間中でない者。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (6) 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 複数の団体が本事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治29年法律第89号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加の場合、上記（3）から（6）の要件について全ての構成員が適合するとともに、（1）及び（2）の要件については構

成員のうち少なくとも 1 者は適合すること。

なお、共同事業体に参加する構成員は、本提案公募において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。

6 企画提案公募手続及びスケジュール(予定を含む)

(1) 企画提案公募の開始	令和 7 年 2 月 21 日(金)
---------------	--------------------

(2) 事前質問の提出期限	令和 7 年 2 月 27 日(木)
---------------	--------------------

本実施要領、仕様書の内容等について質問がある場合には、下記のとおり提出すること。

- ① 提出期限 令和 7 年 2 月 27 日(木) 午後 5 時 00 分
- ② 提出方法 本実施要項 10 に記載しているメールアドレスに質問書【様式第 1 号】を送信すること。
- ③ 回答方法 上記期限内に送付された質問については、受領後、2 営業日後を目安に財団ホームページに質問者匿名にて掲載する。
ただし、質問又は回答の内容が、提案内容に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(4) 企画提案書の提出期限	令和 7 年 3 月 6 日(木)
----------------	-------------------

- ① 提出書類及び部数
 - (ア)企画提案応募書（要代表者押印）【様式第 2 号】
 - (イ)企画提案書（本実施要項 7 参照）
 - (ウ)誓約書（要代表者押印）【様式第 3 号】 ※
※複数事業者が業務にかかわる場合は全ての事業者が提出
- ② 提出期限
令和 7 年 3 月 6 日(木) 午後 5 時 00 分 必着
- ③ 提出方法
電子メール
※持参・郵送・FAX は不可
- ④ 提出先
公益財団法人福岡県スポーツ推進基金
電子メール info@fukuokasports.org
- ⑤ その他
 - ・提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用し、採用の有無にかかわらず返却しない。また、提出期限後に記載内容の変更は認めない。
 - ・1 応募者が提出できる企画提案書は 1 提案までとする。
 - ・企画提案書等の作成に要した費用、その他応募に要した経費は提案者の負担とする。
 - ・選定された提案者の企画提案書にかかる著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、財団に帰属するものとする。

(5) 審査結果の通知

令和7年3月中旬

① 通知方法

全ての提案者に電子メールで通知

② 通知内容等

審査の経緯、得点等は通知せず、審査結果に対する質問や異議申立てには応じない。

③ 結果の公表

選定結果は公表しない

(6) 委託契約の締結

令和7年4月1日（火）

① 契約の対象

委託先候補者として選定された提案者と契約締結の協議（企画提案書の主旨を逸脱しない範囲での内容変更の協議を含む）の上、最終の仕様を決定し契約を締結する。協議が不調のときは、「8 委託先の選定」により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行う。

② 契約金額

契約金額については、委託先候補者選定後、その候補者に対し改めて見積書提出の依頼を行い決定する。ただし、契約金額は「4 予算規模」を上限とした、提案する配信数（80配信以上）（以下、「提案配信数」とする）での金額とし、委託料の支払は全体にかかる経費と配信数の実績に応じた成果報酬型とする。

③ 委託料

- ・委託料は、事業の実施に必要なすべての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、賃借料、謝金、保険料等）を含むものとし、原則として領収書等で確認できるものを対象とする。但し、受注者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係ない経費や備品購入など財産取得となる経費は対象外とする。
- ・甲または乙の事情により提案配信数に達しなかった場合は、当該年度の配信実績数等を考慮し、甲乙協議のうえ委託料を算定し支払うものとする。
- ・受託者は財団による履行確認を受けたときは、財団に対して委託料の支払を請求するものとする。但し、受託者から財団に対して委託料の概算払を請求し、財団がその必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

④ その他

- ・福岡県暴力団排除条例の施行に伴い、契約にあたっては、「誓約書」を提出することとする。また、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。
- ・契約締結にかかる諸費用（印紙代等）は受託者の負担とする。

7 企画提案書の作成**(1) 様式**

- ・A4判横書きで表紙、目次、本文により構成。ただし、図表等はA3版でも可。
- ・表紙には「令和7年度試合動画 LIVE 配信事業委託業務企画提案書」と記載し、余白

に会社名(団体名)、担当者名(所属、職)及び連絡先(電話・FAX 番号、電子メールアドレス)を記載。

(2) 提案内容

「業務委託仕様書」を踏まえた確実に実施可能なものとし、以下を含めること。

(ア) 提案者の概要

- ・組織体制、経営状況、事業内容 など
- ・国または地方公共団体の受注業務等実績
- ・本業務に類する業務実績

(イ) 業務の実施・運営体制

- ・事務局所在地、組織図、人員配置計画、安全対策、感染予防対策、個人情報漏洩・セキュリティ対策、権利関係対策 など
- ・再委託を予定している場合は、再委託先の事業者名、再委託する業務の範囲、再委託の必要性を明記すること。ただし、業務の全てを再委託することは認めない。

(ウ) 業務内容の詳細及び所要経費

- ・業務にかかる総費用及び積算の内訳（消費税及び地方消費税の額を明示）
- ・「4 予算規模(見積限度額)」の範囲内で実施可能な配信数を明記すること。
(1 配信 = 1 地点(面)／日かつ原則として 1 PC 1 カメラで行う（以下、「基本配信プラン」という）もの※とする。)
- ・① 1 配信あたりの経費とその内訳及び②全体にかかる経費とその内訳を明記すること。
- ・配信にあたり、基本配信プランに対してカメラなど追加機材が必要になった場合は、その都度財団と協議を行い、別に定める料金表に基づき、配信を希望する試合の主催者（以下、「主催者」とする）がその料金を負担することで追加機材を認めることとする。
- ・主催者側から配信の支援に派遣してきた者に対して、基本的な配信の実施方法及び PC 操作やカメラワーク等積極的に現場で教えること。

※ 連続して行われる試合を単に分けている場合や異なる配信でも同一の機材及び人員で撮影・配信が可能な場合などは 1 配信とする。同日でも 1 会場内で複数の試合が同時並行で進む場合は、試合会場数に応じた複数配信となる。

※ 財団のライブ配信実績は、財団ホームページの以下から確認することができる。

TOP > 動画 > 試合

※ 基本配信プランに関して、原則 1 PC 1 カメラで行うことを想定しているが、競技特性に応じて甲乙協議のうえ柔軟に対応するものとする。

※ 令和 6 年度の配信数（見込）は 9 4 配信である。なお、当該配信数には主催者等が自ら配信するものや、費用対効果などの観点から財団が自らまたは別の者が撮影・配信に対応した配信数も含んでいることに留意すること。

(エ) 配信体制及び配信環境

多種多様な競技の配信が実施可能か確認するため、以下の内容を記載すること。

- ・配信体制として、1 配信あたりの人員と役割の基本的な考え方と 1 日に対応可能な最大配信数の見込み。

- ・配信環境として、想定する使用機材やソフトウェア、実現可能な画面構成の方法（テロップ、PinP、スイッチング）の詳細など。
- (オ)業務を受注するにあたってのセールスポイント
- ・撮影・配信のクオリティや配信体制、コストパフォーマンスなど、提案者が自身で考えるセールスポイントを記載すること。
 - ・配信クオリティや体制のさらなる強化、主催者への配信指導、スポンサー獲得の提案など、本事業の目的達成に適うと思われる内容を予算規模の範囲内で実施できる場合は、仕様書に定めのない内容であっても積極的に独自提案を行うこと。

(3) 失格

以下に該当する者は失格とし、応募を無効とする。

- (ア)提案参加者が「5 参加資格」の要件を満たさないとき
- (イ)提案書等が「7 企画提案書の作成 (1)様式」や「業務委託仕様書」に記載された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- (ウ)提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (エ)提案書等の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (オ)その他、法令違反又は不正行為が発覚したとき

(4) その他

- ・提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現にする等配慮すること。
- ・提案書等により収集した個人情報については、本業務以外には使用しない。

8 委託先の選定

(1) 審査方法

財団に設置する「令和7年度試合動画 YouTube ライブ配信事業委託先候補者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」において、企画提案書の内容を総合的に審査し、最も優秀な提案を行った事業者を委託先候補者に選定する。

(2) その他

- ・審査にあたり、提案書の内容に関しヒアリング等を行う場合がある。
- ・委託先候補者が契約を辞退する場合、又は審査後に失格となることが判明した場合、次点の者を繰り上げる。
- ・企画提案者が1者の場合でも、選定委員会で審査の上、委託先候補者を決定する。

9 事業報告

委託期間満了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。なお、事業実施に要した経費については、収支を記載した帳簿等を備え経理状況を明確にしておくとともに、事業終了後 5 年間保管すること。

10 問い合わせ先

(公財)福岡県スポーツ推進基金 事務局 担当 今井

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13-50 福岡県吉塚合同庁舎 1 階

電話 092-643-0205 FAX 092-643-0206

メール info@fukuokasports.org